

# 予算審査特別委員会記録

＜福祉医療部、医療・介護保険局・医療政策局、観光局、水道局＞

開催日時 令和2年9月25日（金） 13:04～15:24

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

西川 均 委員長  
藤野 良次 副委員長  
植村 佳史 委員  
小林 誠 委員  
田中 惟允 委員  
小林 照代 委員  
尾崎 充典 委員  
粒谷 友示 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 副知事  
山下 総務部長  
西川 福祉医療部長  
石井 医療・介護保険局長  
鶴田 医療政策局長  
土屋 観光局長  
青山 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○西川委員長 ただいまから会議を再開します。

それでは、日程に従い、福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局の審査を行います。

これより、質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それではご発言願います。

**○尾崎委員** 「いまなら。キャンペーン」について伺いたいと思います。

「購入の仕方、申込み方法が分かりにくい。」、「高齢者でも購入しやすい方法に改善すべきだ。」、「そもそも広報が不十分だ。」といった様々な意見が寄せられており、本会議の代表質問、一般質問では改善していくという答弁でしたが、具体的にどのように改善していこうとしているのかお聞かせください。

**○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長** 尾崎委員お述べのように、いろいろな意見、指摘をいただいたところです。そのような意見を踏まえ、9月議会では5億円の予算を上程していますが、従前のコンビニエンスストアでの発券に代えて、公平な参加を可能とするため、抽せんによるクーポンの配布を検討しています。あわせて、例えば高齢者であっても使いやすくするために、旅行内容の説明を受けて予約ができるよう地元の旅行会社への申込みができるといった改善を検討しています。

**○尾崎委員** いわゆるデジタルデバイド、通信情報が得られる立場の人、そうではない立場の人の格差が広がっていくことは、交付金の場合は絶対にあってはならないと思います。

次に、広報について、何か方法を考えておられるのであれば、お答えいただきたいと思います。

**○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長** 広報については、「少しホームページが分かりにくかった。」、「コールセンターに少しつながりにくかった。」といった意見をいただきました。今回、ホームページの充実はもちろんのことながら、コールセンターの回線を増やすなどの充実強化を図っていきたいと考えています。

**○尾崎委員** 今後も公平性の担保をしっかりといただき、高齢者にも分かりやすい、丁寧な対応をお願いしておきます。

**○粒谷委員** 今、尾崎委員がおっしゃったとおりですが、私もこの問題についてお聞かせ願いたいと思います。

新聞には「クーポン即完売」と書かれており、多分、成功だったという思いが職員にはあったかもしれません。この企画は今までにない企画ですから非常に難しく、どういう方向が一番よいのか。旅館、ホテルの方に一日も早く還元したいという気持ちはよく分かります。やり方は非常に難しいと思いますが、あまりにも反響が大きく、私は理事者と我々議員とで、思いに違いがあったと思います。我々議員のところに、かなりのクレームが来ました。今、おっしゃったように、税の公平さから言えばぐちゃぐちゃだと思います。一部の方が、10枚、20枚とクーポン券を買ったため、発売初日に売り切れ、「どうしたらいいのか。」と、電話をかけてもつながらないということで、かなり不満があるのです。ただ、マイクロツーリズムのこの企画は、すごくよい企画だと思っています。奈良県民が奈良県内で新しく発見するという、例えば生駒市であれば、十津川村や天川村はよく知っているけれども行ったことがなくて、行くなら有馬や白浜に行くということではなく、奈良県を再発見するという事は非常によいことだと思います。本来は、このクーポン券を使って行って、リピーターとなって、奈良県にまた還元してあげることが一番よいと思うのですが、早い者勝ちで一部の方がよい思いをしたということです。山口県などでもクーポン券がネット販売されています。このような事態になっているので、今、誰もが思うことは一緒だと思うのです。その中で気になるのが、これは奈良県民が使うものですが、奈良県民が使ったという証拠は残るのですか。

**○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長** 奈良県民であるかどうかの確認ですが、宿泊の場合であれば、チェックインの際に奈良県民であることが確認できる書類、例えば運転免許証、保険証、マイナンバーカード、本人宛ての郵便物等で参加者全員が奈良県民であることを確認しています。

**○粒谷委員** それは結構です。本当に確認してください。

それから、認識の違いなのか分からないけれども、最高7割引ということですが、7割引が妥当かどうかというのは価値観の違いか。そんなにしなくても、もう少し薄く広くしたほうがよいのではないか。物の価値観ですが7割引と言えば、「バナナのたたき売りみたいに安かったらよいだろう。そんなのはすぐに還元できるだろう。」と思うけれども、今、尾崎委員がおっしゃったように、これは県民の税金なのです。やはり県民の税金というのは、皆さん方のものではなく、県民の皆さんに還元するものなのです。7割引にして、一部の方が潤って、ほとんどの方が潤わないという状態が正しいのかと思います。今回の補正予算でも、やはり最高が7割引であり、何回も使えるということ

ですけれども、このシステムで、本当に県民に対して還元できているのかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

**○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長** 本キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ本県の観光産業を県民主体で回復させていくことを大きな目的にしています。粒谷委員がおっしゃるとおり、広く行き渡らせる必要があるのではないかとのご意見はそのとおりだと思います。そのため、尾崎委員からの質問にも答弁いたしましたけれども、コンビニ発券も早い者勝ちという意見をいただきましたので、抽せん方式や、地元の旅行会社で申込みできる形で、広く取得しやすい方法を検討しています。

割引率に関してですが、観光需要を強力に喚起したいという強い思いを持っています。そのために最大7割程度の割引率を設定したところです。

**○粒谷委員** 国のGoToトラベルもかなりの割引率です。これについて受益している旅館、ホテルというのは結構高額なところが多いのです。民宿のような、例えば1万円未満のところは、ほとんどそのようなお客さんは来ないのです。7割引であれば、私でもふだん泊まれない3万円、4万円のところに申し込もうという気持ちになります。前回の「いまなら。キャンペーン」では、どのようなところが潤って、どのようなところにはあまり恩恵がなかったかということは一サーチしていますか。

**○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長** 現時点では網羅的に調査はしていませんが、一部のホテル事業者、地元の観光協会、市町村に一定聞き取りをしております。その中では、「観光需要が少し回復傾向にある。」、「特に南部・東部地域での利用が増えています。」といった声がある一方、粒谷委員がおっしゃるとおり、「商品額そのものが比較的上ってきています。」といった声があります。今後、事業実施に当たり、しっかりと分析を進めていきたいと考えております。

**○粒谷委員** 5億円も投入して効果がなかったら税金の無駄遣いです。私が言っているのはそうではない。いろいろなレベルの宿泊施設がありますが、押しなべて、皆さん方に喜んでいただけるシステムなのか。そうではなく、一部の高額な旅館やホテルには喜んでいただいているけれども、低額なところについては受益していないのではないのかということを行っているのですが、その点については全くないのですか。

**○桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長** 一部のホテルや旅館から、やはり高額なクーポンほど売れ行きが良かったと聞いております。そのため、

今回上程しております5億円の追加の補正予算については、先ほど旅行会社に直接申込みができるよう検討していると申し上げたと思うのですが、旅行会社には、例えば平日のツアーの造成、中低価格帯の宿泊施設を利用したツアーの造成などを、県からお願いしていきたいと考えております。

**○粒谷委員** 少しかみ合っていないのですけれども、要するに5億円の予算が執行され、今回また5億円の予算が組まれているのですが、この10億円によって、県民も旅館やホテルの皆さん方にも押しなべて喜んでいただけると。バランスはありますが、宿泊施設である旅館やホテルの方からも、「よいものをよくやってくれた。」、「うちにもたくさんお客さんが来てくれた。」と言ってもらえるものにしてほしいと言っているわけです。私が知っている範囲内では、高級なホテルは取り合いで、やはり低価格のところは結構お客さんが少なかったもので、それを今回の補正予算の5億円でカバーしてほしいというのはあるのです。それから運用面で難しいかも分からないのですけれども、宿泊施設の会社は、「やはり土日だけではなく、平日に来られるシステムづくりがあれば非常によい。」とおっしゃっています。そのため、一つの方法としてダイナミックプライシングという方法があるのです。せっかくの投資ですから、そのようなことも考えながら皆さん方に喜んでいただけるように。

釈迦に説法のようなのですが、やはりこのような事業は企業的な発想を持っていただかないと駄目で、行政マンの自己満足では駄目だと私はよく思います。本当にコスト意識を持ってやっていただかないと。今やっていることは自己満足的であり、全部売れたから良かったのではないのです。県民が不足だと思わないようにやっていただきたいと思います。皆さん方のところには届いていないかも分からないけれども、そのようなことのないように、できるだけ改善していただき、宿泊する方、経営する方に本当に喜んでいただけるものをつくり上げていただきたいと思います。これで終わっておきます。

**○小林（照）委員** 数点質問したいと思っております。

初めに、新型コロナウイルス検査体制拡充事業についてです。

検査数については、世界の中で日本は大変遅れている状況です。私ども日本共産党は国に対して、感染症拡大を抑止するにはPCR検査を文字どおり大規模に実施して、陽性者を隔離・保護する取組を行う以外にないと申し入れをしてきました。

お尋ねしたいのは、奈良県ではこの間、身近なところで検査を受けやすい環境ということで検査を増やす取組をしてこられましたけれども、現在の状況ですが、検査総数、

検体採取ができる箇所数、一日の最大検査可能数は何件になるのかお聞きします。

○堀内地域医療連携課長 終息がなかなか見通せない新型コロナウイルス感染症の状況や、例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者の発生が想定されることを踏まえると、今後、発熱等の症状のある患者に対する診療・検査体制の拡充が一層重要になると考えております。

そこで県では、新型コロナウイルス感染症外来の設置を促進するとともに、発熱外来クリニックの設置を支援しております。さらに、発熱患者の診療と新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関を、発熱外来認定医療機関として認定する奈良県独自の制度を6月より運用開始したところです。

これにより、現在、検体の採取が可能な場としては、新型コロナウイルス感染症外来が17病院で、ドライブスルーは3病院で行っております。また、発熱外来クリニックが5か所、発熱外来認定医療機関が19病院、86診療所の105か所で、合計130か所で実施できる体制まで拡充してきました。

現在の実施数については、発熱外来認定医療機関でどれぐらい診ていただいているかということがあり、正確な数字は持ち合わせていない状況です。

○小林（照）委員 発熱外来など検査や採取をする場所は頑張っていたようですが、8月上旬のことでしたが、知人の家族が発熱したので、かかりつけの医師の診察を受け、保健所に連絡してPCR検査をドライブスルーで受けたところ陰性で、ほっとしていましたが、医師の診察を受けて保健所に連絡が行ってから丸3日間、検査を待ったという状況でした。今の答弁では、そのときから発熱外来を増やしていると思いますが、3日間、本当にストレス、緊張の中で過ごされたのではないかと感じております。こうした事態を起こさないようにするために、さらに検体採取の場や検体採取をする人を増やさないといけないのではないかと感じておりますが、県の取組はどうでしょうか。

○堀内地域医療連携課長 小林委員お述べのように、やはり県民が地域の医療機関で、すぐに検査を受けることができる体制の充実を図ることが重要と考えており、今後も引き続き県としては医療機関に対して診察・検査を受ける体制の強化について、周知を図りながら一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○小林（照）委員 どこでも誰もが希望するときに検査が受けられるよう、ぜひ取組を強めていただきたいと思います。

次に、保健所機能強化事業についてお尋ねしたいと思います。

今回の補正予算では、保健師等を確保、患者移送自動車や衛生物品等の購入とありますが、保健師の確保は何名を目標にしているのか。また、保健師等とありますが、「等」はどのような職種なのか、保健所職員全体を示しているのでしょうか。

○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱） 保健所の人員体制ですが、現在は平時を上回る業務量に対応するため、保健師やそれを補助する事務職員について採用を行ってきたところです。

このたびの補正予算案においては、感染症の業務の中心となる保健師について、土日、夜間に対応するための増員を図ることとしております。また、新型コロナウイルス感染症は拡大期、小康期と波があることに加え、今後はインフルエンザの流行にも対応するために、業務量の増減に応じて保健師の派遣人数を調整できる派遣契約を民間団体と締結したいと考えております。

現在のところは、今までの状況を見て、郡山保健所と中和保健所で6名と考えておりますが、感染状況に応じて増減していきたいと考えております。

○小林（照）委員 これまでに私ども議員団は、奈良市保健所や中和保健所などにも伺っておりますが、本当に大変な業務をされていて、休日、夜間と業務が多忙を極めているという状況でした。

先日、奈良市議会の委員会で明らかにされたのですが、奈良市保健所の保健予防課の保健師8人の7月の時間外勤務が941時間、一人平均117時間になると報道されておりました。県の保健所は、郡山、中和、吉野、内吉野がありますが、これらの保健所の保健師の時間外勤務の状況はどうなっているのかお聞きします。

○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱） 小林委員お述べのように、県には4つの保健所があり、管轄区域によって感染者の多い少ないがあるので、保健所ごとに多少状況は異なりますが、大阪に近接していて感染者数の多い県北西部を管轄区域とする郡山保健所を例に取りますと、7月の保健師の超過勤務時間は平均70時間で、中には100時間を超える職員もいる状況です。

○小林（照）委員 郡山保健所の7月の保健師の超過勤務時間は、平均では70時間ですが、多い方は100時間もあるということで、一般的には過労死ラインは80時間とよく言われるのですけれども、そのような状態になっているということで、さらなる保健師の確保が必要ではないか。これは意見として申し上げておきます。

次に、看護師などの医療スタッフの確保についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中で、本会議でも医師や看護師の過重労働が気遣われております。これは全国的にそうですけれども、コロナ危機が起きる前から医療が高度化し、技術が進歩し、IT機器の導入や入院日数の短縮化、患者の高齢化などで医療現場はさま変わりしてきました。そして、仕事は増えたのに人員体制は追いつかないという状況が全国的にどこにでもあると思います。そのような状況の中で、例えばICUの配置基準では通常は患者2人に看護師は1人ですけれども、新型コロナウイルス感染症の患者に対しては、その倍は必要だと言われております。しかも1日に7時間、8時間も防護服を着けたままという大変過重な労働も強いられるという状態があると思います。本当に使命感に支えられて懸命に勤務された皆さんに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そこでお尋ねしますが、新型コロナウイルス感染症の患者の受け入れに最大限努力されてきた県立医科大学附属病院や県立病院機構の県総合医療センターの医師及び看護師の時間外勤務については、コロナ危機が起こる前と比較してどのような状況でしょうか。一人平均の時間外労働時間がどのくらいになるのかも教えてください。

**○増田病院マネジメント課長** 県立医科大学附属病院と県総合医療センターでは、小林委員お述べのとおり新型コロナウイルス感染症患者の重症患者を主に受け入れております。

これらの病院のコロナ患者対応病棟では、防護服を着用し、徹底した感染防御策を取る必要があります。通常勤務より負担がかかる状態にあります。このことから、これら2つの病院においては、一般病棟と比べて看護師配置については増員を行い、安全に勤務できる体制を取っております。

また、通常は2交代制勤務であったところを3交代制勤務にするなど、1日の看護師業務の負担軽減を図っております。そのため、コロナ病棟に対応する看護師の超過勤務時間については前年より減少しております。時間管理を徹底し、疲労がたまらないように配慮しています。

**○小林（照）委員** 今の答弁は県立医科大学附属病院についてですか。

**○増田病院マネジメント課長** 県立医科大学附属病院と県総合医療センター共にそのような状況にあります。

**○小林（照）委員** 分かりました。



配慮して、看護師なども増やして時間外勤務については減少しているということですが、コロナ病棟に看護師や医師を増員することで、一般病棟での入院の受け入れなどができていないのではないかと思うのです。そのようなことを含めると、やはり医師や看護師がさらに必要ではないかと思っております。

そこでお尋ねしたいのは、県立医科大学附属病院感染症センターには11人の専門のドクターがいますが、これまでも外来の診療、専門外来の診療、臨床研究などもされていきますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大で、加えて医療機関で集団感染が起きたときには、その病院に来て指導されるという早期介入などの業務もあって、業務が相当増えたと思います。感染症センターの取組の状況と、医師の時間外労働など労働時間が長くなるということとはなかったのか、お聞かせください。

**○増田病院マネジメント課長** 県立医科大学附属病院感染症センターの感染症専門医は、院内の患者の対応のみならず、県内の病院や施設等のクラスター事案においても専門医として感染症対策の指導に当たっております。そのため医師の超過勤務時間は増えていますが、これらの業務の負担が集中しないように、県立医科大学附属病院においては、他の診療科の内科医による診療への応援などの工夫を加えながら、病院全体として感染症専門医のサポートに当たっております。

**○小林（照）委員** 県内の感染症専門医は22名とお聞きしております。日本感染症学会は、300床以上の病院には感染症専門医が常駐すべきとの見解を出しており、県内には300床以上の病院が17病院あるという状況です。

今回の新型コロナウイルスのように、感染症はどこでも起こるものであり、医師や看護師の体制強化がこれからは求められてくると思っておりますので、この問題については総括審査で知事にお尋ねしたいと思っております。

次に、厚生労働省が8月17日に公表した病院の耐震改修状況調査の結果によると、都道府県別の災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化状況は、奈良県内の病院では、調査したのは7病院で、耐震化率が71.4%、2020年度末の耐震化率の見込みが85.7%で、いずれも全国平均を下回っています。耐震化が急がれると思っておりますが、いかがでしょうか。

**○堀内地域医療連携課長** 災害拠点病院及び救命救急センターは県内で7病院あります。そのうち県立医科大学附属病院と大和高田市立病院の2病院においては、患者が利用する建物の一部に耐震性のない建物が存在しております。このため本県の災害拠点病院及

び救命救急センターの耐震化率は全国の92.4%を下回り、71.4%となっています。

現在、県立医科大学附属病院においては、耐震応急対応工事を予定しており、令和3年度中に完了する予定です。また、大和高田市立病院においても耐震化の検討が進められていると伺っているところです。県としては、災害拠点病院及び救命救急センターだけでなく、未耐震となっている全ての病院に、耐震化を早期に完了していただきたいと考えており、医療機関に対して耐震改修に対する補助制度を周知する等により、各病院の一層の耐震化の取組を促進していきたいと考えております。

○小林（照）委員 順調に、計画的に進められていると理解しました。

次に、インフルエンザワクチンについてです。

新型コロナウイルス感染症と同時にインフルエンザが心配される季節を迎え、県内の幾つかの市町村で、インフルエンザワクチンの自己負担分を無料にする、補助するなどの助成制度がつけられているようですが、制度を検討している市町村はどれぐらいあるのでしょうか。

○戸毛疾病対策課長 予防接種については、市町村が実施主体となっております。その経費については地方交付税措置されております。インフルエンザワクチンについては、65歳以上の高齢者や、60歳から65歳の基礎疾患を有する方については定期接種の対象となっており、毎年10月からワクチン接種が実施されています。その経費の一部を市町村が負担しておりますが、住民の自己負担分は1,000円から2,000円程度と、市町村によって幅がありますが、今年度については、当課で調査した結果、13市町村が自己負担なしで実施すると聞いております。

○小林（照）委員 県内どこに住んでいても、負担なしでワクチンが受けられるように市町村が始めているのですが、ぜひ県としても検討されるよう要望しておきます。

次に生活保護についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済的に困窮する人の生活が一層苦しくなっています。今日、コロナ解雇は全国で6万人と出ていましたけれども、奈良県は456人おられるようです。このようにコロナ解雇が増加している状況であり、仕事を失った人が住宅の家賃が払えないということで、住居確保給付金受給者数が急増しているという報道もあります。そのような中で、厚生労働省が生活保護費の減額を10月から行うとしており、これは2017年12月に決定した生活保護費の段階的な削減で、この

実施は利用者に本当に大きな衝撃を与えております。

県議会で生活保護の不正受給について議論が行われ、不正受給の調査を進めていると思いますが、どのような理由で不正受給となっているのか、最も多い理由は何でしょうか。

**○松山地域福祉課長** この問題については、6月議会でも佐藤議員から質問があった内容ですので、まず、そのときの答弁の概要を紹介します。

不正受給のうち世帯全体の収入を過少申告したものが全体の約98%を占めており、この過少申告がどのようにして発生するかについて、生活保護の手続の流れにより説明いたします。

生活保護制度では、まず、保護の申請の際に、本人が自らの世帯の収入や資産を申告することになっております。申請を受けた福祉事務所は、本人の同意を得て申告内容について銀行などに対し調査を行います。保護開始後に収入の変動があった場合も本人から申告することになっております。この申告に無申告や過少申告があると福祉事務所が調査をしますが、調査によりその事実が確認できない場合に不正受給が生じることになります。こうしたケースは、年に1度行う事業者の申告内容と突合する課税調査により発覚する場合が多数です。

**○小林（照）委員** 働いた分は収入申告をすることになっているわけですが、私も何人かの方から声を聞いたり相談を受けています。40歳代の方で、DVで子ども家庭相談センターに保護されていた方が社会に出て、子どもが1人いて、生活保護を受けて生活されていまして。若いのでまだ働かなくてはいけないため、働こうと介護の仕事を少ししたわけですが、ケースワーカーの態度が非常に威圧的で、怖くてコミュニケーションが取れないということでした。いろいろと呼び出されて、「これはどういうものか。」と聞かれるけれども、うまく伝えられず、そのようなことが2回ほどあり、繰り返した結果、この方の生活保護が切られてしまいました。明日から食べていくものが何もないという電話があり、相談を聞いたのですけれども、これも不正受給にカウントされていると思います。78歳の女性も精神障害と身体障害がある息子さんと一緒に生活されていましてけれども、この方は、「ヘルパーの仕事を何とか続けなければいけない。」、「少しでも働かなければいけない。」と頑張って働いているのですが、勤め先からの証明などが遅れたこと等によって収入申告に誤りがあり、いろいろと説明したけれども、そうこうしているうちに一時保護が切られましたが、これも不正受給にカウントされてい

るのではないかと思います。

これまで不正受給とされてきた事例を見ると、年金収入の未申告や、高校生がアルバイトをして、前任者からは「よい」と言われたけれども、担当が変わったら、突然、不正受給にされたことなどがたくさんあります。不正受給とされた理由を見ると、ケースワーカーの調査不足、ケースワーカーが法を熟知せず運用を誤っていたといった例がかなりあると思います。その背景にはケースワーカーの人手不足があると思いますし、有資格者が少ない、経験年数が少ない、利用者への援助が十分できない、調査が行き届かないといったことのため不正受給とされてしまうことがあると思います。

そこでお尋ねします。県福祉事務所のケースワーカーの配置の現状と、そして不正受給をなくしていくには、摘発ではなく、ケースワーカーの増員や質の確保が本当に必要だと思っていますが、いかがお考えでしょうか。

**○松山地域福祉課長** まず、年金等の場合についてはタイムラグが生じますが、その結果、一旦収入が過少申告になって後に返していただくことになります。不正受給の場合は生活保護法第78条が適用されるのですが、これは故意に悪意を持ってやったわけではありませんので、年金等でタイムラグが生じる場合は生活保護法第63条が適用され不正受給としてはカウントしません。ただ、先ほどから小林委員お述べのとおり、日々のケースワークで、しっかりと保護の対象者の状態を把握して寄り添っていくことが、ひいては不正受給の減少、根絶に向けて大切な行為ではないかと考えています。日々のケースワークにおいて収入申告の必要性を丁寧に指導したり、受給者の生活状況をきめ細やかに把握していくことは、粘り強く行っていく必要があります。

現在、県福祉事務所に配属された職員については、地域福祉課が主催する新任者研修会の受講、社会福祉主事資格の取得、熟練職員による現場でのOJTなどにより、ケースワーカーの質の確保に努めているところです。

それから人数についてですが、ケースワーカー1人当たりが担当する被保護世帯数は、中和福祉事務所で約81世帯、吉野福祉事務所で62世帯となっております。社会福祉法第16条において、ケースワーカー1人当たりの担当被保護世帯数は、標準で65世帯と規定されているので、福祉事務所によってはケースワーカー1人当たりの負担が重くなっているのが実情です。引き続き人員のことについても努めていきます。

**○小林（照）委員** 最近、たくさん相談が寄せられるのですが、生活保護の相談に福祉事務所に行ったときのケースワーカーの威圧的な言動、相談者の人権を認めない冷たい

対応が大変多くなっていると感じます。皆さんの暮らしが大変になっている中で、相談そのものが複雑な状況があると思いますが、ケースワーカーのそのような対応が続くと、不正受給につながっていくことが想像されます。今、全国で生活扶助の削減が違憲であるという裁判に取り組みられています。ご存じかと思いますが広がっております。6月15日に日本共産党の田村智子参議院議員の質問に、安倍首相は生活保護は権利と認め、「ためらわずに申請していただきたい。」と答えておられます。この答弁を受けて厚生労働省は、「生活保護の申請は国民の権利です。」と書いたリーフレットを作成しました。このリーフレットは周知徹底と積極的な活用が求められると思います。生活に困った人が本当に安心して利用できる制度への改革が必要だと思います。

最後に、修学旅行について観光局に質問します。

8月下旬に私ども日本共産党の県議団は、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合の皆さんと懇談しましたが、皆さんは、「G・O・Tキャンペーンは期待外れでした。」、「時期が悪かった。」、「地域差があって淡路、白浜などは増えたエリアもありましたが、奈良、京都、大阪など都市型観光は苦戦しました。」、「ふだんよりも高級なところへお客さんが流れていく傾向でした。」、「いまなら。キャンペーンには期待しています。」といったことをおっしゃっていました。そして修学旅行について、「春の予約が次々キャンセルになり大変でした。秋も既に予約はありますが、この状態でまたキャンセルになってしまうのではないか、こんな状況が続くともう閉じざるを得ない。」ともおっしゃっていました。

お尋ねしたいのは、修学旅行を受けている旅館、ホテルはどれぐらいあるのでしょうか。修学旅行について、例年の規模と比べてどれぐらいの予約があるのでしょうか。今年の予約の状況とキャンセルの状況はどうなっているのでしょうか。

**○葛本観光プロモーション課長** まず、修学旅行を受け入れている施設数ですが、令和元年度で44施設です。この数字は県内で44施設が修学旅行を受け入れられるということではなく、昨年度、修学旅行を受け入れた実績のある施設が44施設ということです。

次に、今年の春以降の状況ですけれども、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合の調査資料ですが、春以降の修学旅行のキャンセルが相次いでいるところです。この調査では14施設から回答があり、8月から来年の3月にかけてキャンセルが458校あった一方で、今後の実施予定は747校で、うち新規予約は183校となっております。こ

の数字は予約ですので今後キャンセルが入るかもしれないのですが、現時点での数字として聞いております。

県でも宿泊施設や旅行会社等にヒアリングを行っており、秋以降の修学旅行の予約が若干ですけれども徐々に入ってきております。他府県で宿泊を予定していた学校なども宿泊先を変更して奈良県の施設を予約しているということです。

○小林（照）委員 奈良県では、旅館、ホテルも含めて、やはり修学旅行の受け入れというのは大きな部分を占めていると思います。新型コロナウイルス感染症によって、今後、全国的な傾向として、修学旅行先を検討したり、近いところに変えざるを得ない学校もあると思うのですけれども、修学旅行の誘致に向けて新たな発掘ということも考えていかなければいけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○葛本観光プロモーション課長 修学旅行は、当日の天候等に左右されず安定した宿泊利用客が見込めること、奈良の魅力に触れてもらい奈良ファンを数多くつくっていくことで将来のリピーターを確保するため、本県としてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

奈良県は、日本有数の歴史文化遺産を有しているのはもちろんのこと、豊かな自然環境にも恵まれております。3密回避が求められているウイズコロナの時代ですので、このような好条件を県の優位性のポイントとしてプロモーションしていきたいと考えているところです。具体的には、本年7月に、各都道府県知事、教育長宛てに、修学旅行生に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る本県の取組を周知したほか、新しい教育観点である持続可能性をテーマとした修学旅行コンテンツの開発やアクティブラーニングの推進に役立つ修学旅行ガイドブックの作成に取り組んでいるところです。

また、これまで力を入れてきた首都圏に加え、本県を訪問する学校が少ない東北、九州、四国地方なども、旅行会社や学校を訪問し、宿泊旅行の閑散期に来ていただけるようプロモーションを展開していきたいと考えているところです。

○小林（照）委員 旅館、ホテルにとって大きな部分だと思いますので、ぜひ対策を強めていただきたいと思います。以上で終わります。

○植村委員 数点質問したいと思います。

まず、「9月定例県議会提出予定議案の概要」の4ページ、新型コロナウイルス感染症への対応について数点お聞きします。本会議でも一般質問で質問し、答弁もいただいているのですが、より具体的に説明いただければと思っております。

今回、私は感染という経験をして、名前が公表されたことから話しやすいのだろうと思うのですが、県民からいろいろな相談が寄せられております。そのことに関して質問したいと思うのですが、まず、感染拡大防止対策のCOCOAの推進についてですが、現状と今後の課題、具体的な手法についてお聞かせいただきたいと思っております。

**○戸毛疾病対策課長** 6月に開始した新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAは、厚生労働省が提供するスマートフォンのアプリケーションです。陽性と判断された利用者が自ら陽性登録することで、その人に過去14日間に接触した可能性のある利用者に通知が届き、検査の受診などのサポートにつなげるものです。全国のCOCOAの利用は9月24日までの累計で1,746万件となっており、その中で陽性登録された件数は880件となっています。

現在の県内の利用状況ですが、国に確認したところ都道府県別の利用者については把握していないということでしたが、これまでの陽性登録件数については奈良市保健所を含め各保健所合計9件となっています。

COCOAの運用については、6月の開始時から、たびたび通知システムの不具合があり、混乱を招いていたため、保健所が積極的に登録を促すことを差し控えていたことなどもあり、全国、県ともに感染者数に比べて陽性者の登録が少ない現状があると考えています。

今後の取組としては、COCOAの利用促進となるよう、市町村や関係団体への通知、県民だより奈良や新聞などを活用して行ってきた啓発活動について、引き続きSNSなども活用して実施していきます。また、保健所において感染者への聞き取り調査の際に、COCOAの利用の有無を聞いて陽性登録を進めることで、感染者本人も把握していない接触者までも迅速に検査につなげていきたいと考えています。

**○植村委員** 本会議で、陽性登録が奈良県においては7件とお聞きしましたけれども、2件増えて9件ということで、今回のそういった取組の効果が少しずつ出てきていると思うのですが、まだまだです。当然、9件ではないわけです。9件のうちの1人は私ですが、もっと積極的に推進していただけるようお願いしたいと思っております。

最近私に、「COCOAの登録の案内が来た。」、「どうやって登録したらいいのだろう。」といった相談があったのですが、「通知が届いた。」などの声も聞いており、これをしっかりと推進できれば、かなり感染拡大の防止につながっていくと思っております。保健所においては大変忙しいと思うのですが、何とか現場を押さえるのも

大切ですが、以後拡大しないように効率的にやっと思い、現在はCOAをしっかりと広げていただくことがよいと感じておりますので、お願いしておきたいと思ひます。

次に、これも相談のあった件ですが、PCR検査を受けて陽性であった場合は手続を進めていくわけですが、陰性反応が出る方のほうが圧倒的に多いわけではす。

陰性でもPCR検査を受けたというだけで、会社、職場では、「えっ」と感じられてしまひます。先ほど小林（照）委員から陰性とするのに3日ほどかかったという話がありましたけれども、私に相談した方も、確かにそれぐらいかかったということでした。その間は家で待機しながら職場にも説明したということで、非常に不安であったとおっしゃっていました。そして、3日目に保健所から陰性という報告があり、そのときは「ほっ」としたとおっしゃっていました。それで出社するため職場に連絡されたのですが、そのときに、「きちんと陰性の証明をもらっているのか。」と聞かれたそうです。本人から私に相談があったわけですが、陰性の証明はないみたいですよ。」と説明しましたが、やはり本人としては、証明するものがなかったら出社しにくいということでした。

これは私も実際に感じたのです。入院が終わって、「もう植村さんは退院してもいいですよ。」ということでしたので、私も主治医に、「先生、それでは明日、議会に行ってもよろしいでしょうか。」と聞くと、「もう大丈夫ですよ、保健所が解除されると思ひますから。」と仰っていただきました。「先生、証明書などは要りませんか。」と聞くと、「いや、そういうのは特になければす。」という話でした。議会事務局に連絡して、「主治医もこのように言っておられるので、保健所に相談、確認してくださいませすか。」とお願いして、「これだったら議会に行っても大丈夫だな。」と、ようやく私自身も安心しました。突然行ったら、「もう大丈夫なのか。」と聞かれます。「大丈夫なのか。」という中には、やはり感染が大丈夫だろうかという気持ちが当然あると思ひます。反対に私でも「そうかな」と思ってしまう。陰性者に対する証明があるのとなひのとでは、復帰して職場に行くときに関して随分違ひと感じたのです。そのようなことから陰性証明書は発行できないものではないでしょうか。

**○戸毛疾病対策課長** 県では新型コロナウイルス感染症の拡大防止と重症化を防ぐためには、感染者の早期発見、即時隔離が大事との考えの下、感染された全ての方々に入院治療、宿泊療養を提供しています。そのためPCR検査結果が陽性であった方が自宅に



滞在されていたり、ましてや就業されるというケースは存在しません。したがって、検査結果が判明した後に自宅にいらっしゃる方は、原則、検査結果が陰性であった方ということになります。

国からは、医療機関や保健所の負担軽減のため、また、PCR検査では検体採取の際の技術や採取する時期により、最初の検査で陰性になったとしても、その後に陽性になる可能性もあり得ることから、証明書の発行を求めないように呼びかけがされています。なお、例外的にビジネス目的の渡航に際し、渡航先の国より陰性結果証明を要求される場合があります、その場合は、例えば奈良県立医科大学海外渡航者外来などで、自費での検査と陰性証明書の発行を受け付けております。

対策としては、今後も引き続き、奈良県においては検査結果が陽性であった方は、入院治療か宿泊療養により全て対応しているということを様々な機会を捉えて周知していきたいと考えています。

**○植村委員** 海外に渡航するなどの場合にはあるとおっしゃっていましたが、私もどこかに証明書を出してくれるところはないのか調べたのですけれども、民間のクリニックなどであれば有料で「陰性証明書を3,500円です。出してあげますよ。」ということで、検査対象となる方の証明書を出す目安は、出社に伴い企業に新型コロナウイルス感染症のPCR検査の証明書が必要と言われた場合と記載されていました。私は議員という立場ですが、私の家族も子どもは2週間待機していました。待機して陰性が出たけれども、「お父さんがきちんと陰性証明書をもらって来てくれなかったら僕は会社に行きにくい。」と言われ、やはり証明は必要だと実感したのです。また、出社する、出社しないということについては、正社員、非正規社員と、やはり立場によって自分で証明するのは非常に難しいという方もいらっしゃるのではないかと危惧するのです。

その点、何か考えることはできないのかと思います。PCR検査を受けたというだけで、「えっ」という感じで見られます。そのようなことを考えると、陰性だった場合の陰性の証明書は、その時点では陰性でしたという証明ですからそれでよいと思うのです。あくまでも、その時点では陰性だったということなので、例えば3日後、1週間後に検査したときにも陰性だと保証するものではないということ、きちんと説明することがよいと思うのです。民間のクリニックなどであれば有料で出しているということですから、私は2,000円、3,000円で証明してもらえれば、それで気分よく職場に行けるようにしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○鶴田医療政策局長 現在、県内でPCR検査の検体を採取できる場所には、いろいろバリエーションがあります。ドライブスルー、かかりつけ医など、パターンによって、診断書が作成できる場合と、事務をどのように導入するかを検討しないといけない場合があると思います。まずは実態を確認し、どのようなことができるか考えていきたいと思っています。

○植村委員 ぜひ、検討していただきたいと思っています。民間ではできるのに県ではなかなかできない。大変忙しいと思いますが、困っている方もいらっしゃるし、コロナ差別につなげないためにも必要だと思いますので、検討いただいて、また回答をいただきたいと思っています。

次に、先ほどから看護師などの医療従事者の状況についての話がありましたが、私もその現場に20日間いましたので、大変重労働であるというのは肌で感じました。私は感染していますから、血压でも注射でもできるだけ感染させてはいけないという思いでしたが、私が薄いパジャマ1枚で少し暑いと思っている中で、血压ひとつ測るにしても完全防護した服で、暑いし大変重労働だったと思います。

知事もおっしゃっておられましたが、取り組んでいただいていることは非常に感謝しているわけです。しかし、看護師の「自分は感染症内科にいたが家族のこともあってかなわない。」「自分の体力的にはできない。」という思いもあり、はやり出した3月から私が入院していた8月に関して、看護師の異動や退職の状況について把握しているのであればお聞かせいただきたいと思うのです。それを把握しておかなければ、今度、第三波が来たときに、また、インフルエンザが重なったときに、どうなるのだろうと思うのです。本会議で質問したときには、奈良県の看護師については非常に充足率がよいという話でしたが、いざ、こういうことになったときに、現場の状況を把握しておく必要があると思いますので、その点をお聞かせいただきたいと思っています。

○園田医師・看護師確保対策室長 各医療機関の看護師数の動きについては、採用や離職、あるいは病院内で異動があったときに、その都度、医療機関から県に届けていただく仕組みにはなっておりませんので、正確な数は把握していないという状況です。

看護師の離職状況については、毎年度、1年間を通じての離職者数や離職率を調査しておりますが、その結果については早くて翌年の7月頃に分かるという状況ですので、令和2年度の状況については令和3年度7月以降になってしまいます。そういった事情がありますので、本年の3月から6月にかけて感染が拡大した時期のリアルタイムの状

況について、新型コロナウイルス感染症対応で看護師の職場に影響が出ていないか、延べ3回、各病院の看護管理者から大変お忙しい中ご報告いただいております。それによると、確かに現場は大変だったと聞いておりますが、新型コロナウイルス感染症対応で看護師が多数退職しているという報告はなかったと認識しております。

○植村委員 通常であれば本年の分は来年の春に分かるということですが、今回は通常の年ではないわけです。ですから、現場に声をかけ、常に関心を寄せておき、最新の情報を把握することが、現場と意思疎通ができていくことにつながっていくと感じます。

今度、第三波、第四波が来たときに、看護師が疲れてしまって、すごく減っている、辞めているということが起こってからでは遅く、何をしていたのだろうと反省するようなことがあってはいけないと思いますので、その都度、聞いておくことが非常に大切で、早め早めに手を打っていく取組を、要望させていただきたいと思います。

最後にお聞きしておきたいと思うのですが、私の地元に旧軍用墓地があります。これは日本最古の道と言われている山の辺の道の沿道にあるわけです。大阪の真田山の旧軍用墓地でもそうですが、設備や施設の老朽化、墓石の劣化などが見られてきており、これは全国的にそうらしいのですけれども、奈良の旧軍用墓地である奈良陸軍墓地については、県として、どのように維持管理や整備等について考えているのか、状況も踏まえながら所見を伺いたいと思います。

○松山地域福祉課長 軍用墓地は、もともと陸軍省や海軍省が管理していたものですが、戦後に軍が解体されると同時に当時の大蔵省が財産としては管理を引き継がれたものです。植村委員お述べの奈良陸軍墓地ですが、これは奈良市古市町に所在する土地面積が約5,650平方メートルの陸軍墓地で、所有者は国です。

現在の管理関係ですが、奈良県が近畿財務局奈良財務事務所と国有財産無償貸付契約を締結した上で、奈良県が一般社団法人奈良県至誠会と管理委託契約を結び、日常の管理は奈良県至誠会が行っています。

なお、先ほど植村委員からご紹介のあったとおり、全国的に幾つかの墓地で、老朽化等により倒壊の危険のある墓石が確認されていることから、国所管の旧軍用墓地の建物、工作物のうち、次に申し上げる3点、経年劣化により修繕が必要となったもの、自然災害などの不可抗力によって修繕が必要となったもの、倒壊等により第三者に損害を与える恐れがあるもの、これらについては、国において対応を行うことを財務事務所と確認しています。引き続き、この役割分担に従い、個別具体的な内容については、国と確

認・調整を行いながら維持管理に努めていきたいと思ひます。

○植村委員 地元の自治会の方々も協力しながら、清掃や整備などを自分の手で行ける範囲でしていただいております。やはり埋葬されておられる方々を敬う気持ちが地元にもあって、やっけていただいているのですけれども、今の答弁では、国のものを奈良県が無償で貸与を受けているという状況ということでしたが、これはおかしいと思ひます。国の施設であって、国の目的、政策で殉職された奈良県民の方々を埋葬されておられるのに、それを県に貸してあげているという形になっていること自体が私は少しおかしいのではないかと思ひます。これに関しては、お墓だけではなく進入路など、いろいろな問題があると思ひますけれども、そういったところも含めて整備等について国にもっと積極的に関与してもらえように、奈良県から要望していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○松山地域福祉課長 この問題については、いろいろと調べたのですが、やはり戦後の混乱期ということもあり、はっきりとしたことが分からないことが多くあります。

戦後に陸軍、海軍が解体される中で、管理の手法として、昭和20年、昭和21年頃のことですが、財産権は国にあることを確認し、無償貸与という形で、それぞれの基地に近い自治体が管理に関与するという形になったのであろうと思ひます。

奈良陸軍墓地については、近年、奈良財務事務所に予算を確保していただき、水道整備の復旧をしていただいたところですが、役割分担に従い、個別具体的な管理の方法については、これからもしっかりと調整、相談しながら管理に努めていきたいと思ひます。

○植村委員 全国に87か所あると聞いていますが、全国の都道府県が管理委託している状況を調査していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○松山地域福祉課長 私の私見で申し上げるのはいかがかと思ひますが、基本的に国全体の問題であり、確かに国の財産であるということをもって、財務省や厚生労働省が主体的に調査や管理などをしていただきたいとは担当課長として思っているところですが。

現在、奈良県の墓地の管理について具体的な問題が起こっていない中で、どういった形で管理されているのか、また、在り方についてどうかという全国的な調査を奈良県が行うという植村委員のご提案については、現在、私がお答えするのは難しいと思ひます。

○植村委員 今すぐに答弁できないということは理解するのですが、全国的なこ

とではありますが、今後、奈良県として、こうして行ってほしいということを書いていかなければいけないと思うのです。管理しておられるボランティアや自治会の方々は、全国的にほとんどが高齢になっており、遺族の方々も参加しておられると聞いているのですが、皆、高齢になっております。そのような中で、奈良県としても取組について情報交換することが必要だと思うのです。大阪の真田山の旧軍用墓地は無償貸与を受けて大阪市が管理をしているようですが、国がようやく動き出したのも、台風による被害があって、国におかしいのではないかと要望されて、ようやく法律の解釈や規則等、このままではいけないとなったと伺っています。

今後の整備や管理が国と共同になるのかどうかも分かりませんが、全国の管理状況などの情報交換をしながら、やはり県民の方々が祭られて埋葬されておられるのですから、その点を踏まえてお願いしておきたいと、要望させていただきたいと思います。

**○小林（誠）委員** 4点質問がありますので順番に聞かせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策基金寄付金について確認したいと思います。

先日、ホームページを確認したところ、683件、2億1,500万円掲載されましたが、これは申込みの件数と金額なのか、既に収納済みの件数と金額なのかをお聞かせいただきたい。また、現在、100万円以上の大口の寄附の申込みがありながら、納付書発行前というものがあれば、その件数を教えていただきたいと思います。

**○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱）** まず、ホームページに掲載している件数と額は、寄附申込みを受け付けている件数と金額です。

次に、100万円以上の寄附の申し出があったけれども納付書を発行していない件数は何件あるかということですが、正確に何件かは把握しておりませんが、申込みをいただいた場合には速やかに受け付けて、調定、納付書の発行という手続を行っているので、現在、納付書を発行していないものはないと思います。

**○小林（誠）委員** 寄附の申込み者に対して納付書の発行を行う決裁行為は、金額にもよるのでしょうか、部長が行うのか、どなたかの専決行為なのか教えていただきたい。また、寄附の申込みがあった場合には、どういった方々の申込みなのかを全て審査するのか、確認したいと思います。

**○芝池福祉医療部次長（企画管理室長事務取扱）** 納付書の発行の決裁は、主幹課長決裁となっております。

次に、全て審査するのかというお尋ねですが、明らかに法令に違反するなど、疑義が

ある場合については確認する場合があります。

○小林（誠）委員 申込みがあれば、すぐに納付書を送っているということですが、人間は忘れていることもあるかも知れませんので、そういうときは、そもそも申込みを受けるのか受けないのか、そういった辺りもしっかりと対応していただきますよう、よろしくをお願いします。

次に、今回の補正予算で組まれた、障害福祉課所管の就労系障害福祉サービス機能強化事業について、お聞かせいただきたいと思います。

コロナ禍において障害福祉サービス事業者の収入、財政状況が厳しくなった中、県が共同受注窓口のシステムを強化、改修するとのことですが、そもそもどのような課題があって改修するのか、また、改修してすぐにシステムが使えるのか、いつ頃から機能するのか、教えていただきたいと思います。

○東川障害福祉課長 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、就労継続支援事業所においては、生産活動の停滞や販売機会の減少等により減収となっているところが見受けられる状況です。今回の事業については、就労継続支援事業所の供給体制を強化し、販売機会の拡大につながるように、インターネットを活用した発注システムの構築を行うものです。

これまで県においては、事業所で働く障害のある方が手作りした商品等を多くの方に知っていただくため、インターネットサイト「nara temono」において、いろいろな商品を紹介しており、現在、希望のあった70の事業所の商品等を掲載しているところです。しかし現状では閲覧専用のサイトであるため、実際に発注するには、閲覧した方がご自身で事業所に電話等で注文していただく必要があります。今回、このサイトにおいて発注が可能な機能を追加することにより、閲覧された方がサイト上で購入できるようになります。より利便性が高まることで、事業所の販売機会の拡大と販売収入の増加につながるものと考えているところです。

また、いつ頃になるかというお尋ねですが、予算が成立次第、直ちに手続を開始し、できるだけ早期にインターネット改修ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○小林（誠）委員 各事業所は収入が減って困っておりますので、なるべく早く県も努力していくと認識をしました。また、9月16日に担当課から新規掲載事業所の募集及び既存の掲載内容の変更について、各障害福祉サービス事業所に対して案内を出したと

思うのですが、県内に100以上ある事業所に全てに周知したのか、また「n a r a t e m o n o」が3月1日にできて7か月近くたつのですけれども、どれぐらいの頻度で更新するのか、教えていただきたいと思います。

○東川障害福祉課長 各事業所への周知方法ですが、現在、就労系の事業所ということでA型事業所、B型事業所、あるいは生活介護で生産活動をしている事業所等が県内には約200あります。これらの事業所に対し、県のホームページに照会内容を掲載するとともに、メール等で各事業所に通知しているところです。

また、サイトの更新の頻度ですが、年に1度、新規に掲載希望があった事業所等をホームページに追加しているところです。

○小林（誠）委員 年に1度ということですので、また1年後ぐらいに更新されると認識をしました。障害福祉サービス事業所で働く方々にとって、商品を作ることは、社会に出られるための作業の訓練でもあり、生活の糧を得る手段でもあります。障害のある人が事業所で作品を作ったり、販売して得る収入というのは、まだまだわずかな金額だと思うのです。障害のある人たちが一生懸命に作った物、たくさんの人に喜んでもらえる物を作りたいという思いを、もっとたくさんの人に知っていただきたい、買っていただきたいので、このホームページがいろいろな方に知れ渡ることをすごく期待しているのです。

今日の本題ですが、これまであまりスポットが当たっていなかった障害者の方々のアートの作品、芸術作品のこのサイトでの販売も、ぜひとも検討していただきたいと思いました。ホームページを見ると、すごくたくさんのカテゴリーがあるのですが、そこには芸術やアートというのとはなかったのです。昨日の奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭の質問のときも話をし、実行委員会で検討するという答弁でしたが、各施設からの声がなければ、需要、要望がなければできないという話でしたので、ぜひとも担当課でそういった声を集めて聞いていただきたいと思います。聞いていただいた上で、1年後、2年後にどういったことができるのか、新たな可能性を探るよう、よろしく願います。

次に、地域福祉課所管の生活福祉資金貸付原資造成補助金、奈良県社会福祉協議会の支援についてです。

今回、生活福祉資金については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、これまでの貸付けの対象世帯であった低所得者世帯以外に拡大して、休業や失業等による生活

資金で困っておられる方々に向けた、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付の増加に対する補正を組まれていましたが、6月議会では17億3,200万円の増額で、今回は9億円の増額ということですが、現在の申込み状況を教えていただきたいと思っています。

○松山地域福祉課長 生活福祉資金の特例貸付については資金の種類があり、まずは最初に利用していただく緊急小口資金。それから1回限りですが、その後に生活の状況に応じて3か月分の総合支援資金、さらに総合支援資金については、状況に応じて1回延長ができる延長分というのがあります。この3種類の資金について説明いたします。

9月12日までの貸付け決定分として、緊急小口資金が5,694件で金額が約10億9,200万円、総合支援資金の新規貸付け分が3,501件で金額が約17億6,000万円、総合支援資金のうちの延長分、これは1回の更新分ですが682件で3億8,000万円となります。したがって貸付け決定の金額を合計すると、約32億3,000万円となります。

○小林（誠）委員 奈良県社会福祉協議会は大変忙しいと思うのですが、本来、社会福祉協議会の役目というのは、この生活福祉資金を貸し付けて生活支援に結びつけるための業務が本業だと思うのですが、今、この本業に対する影響があるのかどうか、教えていただきたいと思っています。

○松山地域福祉課長 小林委員ご案内のとおり、貸付けの実行機関は奈良県社会福祉協議会です。実際に生活福祉資金を担当している課では、特例貸付が3月25日に始まっており、特にゴールデンウィーク明けぐらいになると非常に件数が増えて、対応に多忙を極めていたと聞いておりますが、内部での配置替え等により対応していただいたところ です。

なお、ご心配いただいております生活困窮者の生活再建や就労支援として、県社会福祉協議会内に奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターを設置いただき、特にこういった生活困窮の支援等をしていただいているところですが、こちらの部署からの配置替えはしておりません。

○小林（誠）委員 最近、特例貸付の延長の事務連絡があったと思うのですが、大臣が非課税の方は免除という答弁をされており、一時すごく相談などがあったと思うのですが、延長するに当たって、詳細な条件について、国からどのような事務連絡があったのか、教えていただきたいと思っています。



○松山地域福祉課長 9月15日付の事務連絡で、もともと9月末までであった特例貸付の受付期間が12月末まで延長されることが決まっております。当然、延長になると予算が必要となるため、国においては予備費から3,361億円を充当することを閣議決定されましたが、奈良県に幾ら配分されるか等の配分方針等を含めて、まだ連絡がありませんので、今回の9億円の補正予算案では、これを算定基礎とはしていません。また詳細等が明らかになった時点で、議会とも相談させていただきながら、今後、予算措置について検討したいと思います。

また、貸付け条件の変更があったかというお尋ねですが、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」という条件については、従前のおり変更はありません。

○小林（誠）委員 県社会福祉協議会は外部団体ですが、非課税の方がどれだけおられるのか分かりませんが、貸したら回収もしなければいけません。今は社会福祉協議会の中の人員で足りるかもしれませんが、将来的に足りなくなるのではと勝手に思ってしまうのですけれども、そのときには県は優しく支援していただきますよう、よろしくをお願いします。

最後の質問ですが、観光局所管の奈良まほろば館について、お聞かせいただきたいと思えます。

先日、（仮称）奈良まほろば館の物販・飲食スペース運営管理業務受託事業者募集要項を見ました。建物が12月に竣工予定であり、令和3年7月の開業に向けて準備しているということですが、もう一度、奈良まほろば館がどのような施設なのか、また、オープンに向けてどのようなスケジュールを組まれているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○葛本観光プロモーション課長 ご存じのとおり、今、奈良まほろば館は日本橋で運営していますが、日本橋エリアの再開発により、本年度末をもって移転を余儀なくされているという状況です。あわせて、昨年度まで白金台で、ときのもりというレストランを運営していましたが、ときのもりのレストラン機能と併せて新たに新橋に移転、オープンしようというものです。

新拠点については、施設が新築物件であり、物件の完成が12月末を予定していますので、それ以降に内装工事等に入り、7月ごろのオープンを目指しています。

○小林（誠）委員 ときのもりのような問題が起きないように、どのように工夫しているのか、確認したいと思います。

公告の資料の応募資格を見ると、本業務と同種類の業務経験が5年以上ある方を募集するということですが、これは奈良県内で探されるのか、それとも全国で探されるのか、公共団体なのか、民間団体なのか、どこでもいいのか、また、要項には「5年間の受託して履行した実績を要すること」とありますが、これらについて教えていただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 特に民間に限定などということは想定しておりません。地域についても県内に限定しておりませんで、東京都の方でも申し込める形になっています。

同種の業務を経験しているとなっておりますが、基本的にはアンテナショップ的などの運営経験があるというイメージを持っていただければ結構かと思っております。

○小林（誠）委員 次に、営業日、営業時間について確認したいのですが、飲食スペース、物販スペースは、営業日が異なってもオーケーなのですけれども、物販スペースについては土曜日、日曜日、祝日は定休日とすることができないと記載されています。ビジネス街である新橋駅前なのに、飲食スペースは土曜日、日曜日、定休日など人の多いときに休んでよいとなっておりますが、どのように物販スペースと飲食スペースを分けられたのか、確認したいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 今もそうですが、物販スペースについては、観光情報の発信も含めて奈良県の農産物や工芸品などを幅広い層に発信していくということもあり、基本的には正月以外は年中無休というイメージをしています。レストランについては、新橋エリアはサラリーマンが多いところですので、例えば、日曜日の夜にあえて営業すれば逆に経費だけがかかってしまうということも考えられますので、周りのレストラン等の状況も踏まえながら提案していただければと思っております。

○小林（誠）委員 あまり東京都に行くことがないので、しっかりと現場の確認はさせていただきたいと思います。

次に、店舗等の名称についてですが、運営事業者と協議の上、最終的には県が決定したものを使用することですけれども、県のどなたが、どのように決定するのか、聞かせていただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 今の段階では、どのように決定するのか、詳細は決まっていますが、受託事業者が決定した段階で、相談しながら決めていこうと考えているところです。

○小林（誠）委員 施設の維持管理等について、提案者と県の役割分担で少し分かりにくかったのが、館内の設備の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等は原則として県が行うということですが、原則としてというのはどのような意味なのか教えていただきたいと思います。

また、館内設備のリストを議会に提示していただくようお願いします。

○葛本観光プロモーション課長 いろいろ備品があると思うので、今、事細かに申し上げるのは基本的に難しいのですが、例えば、物販をするに当たっては最低限の冷蔵庫や商品販売のブースなどを用意しますが、足りない分については事業者で用意してもらいイメージを持っていただければと思っております。

○小林（誠）委員 大きな初期投資については、県のほうで用意するという認識でよいですか。

○葛本観光プロモーション課長 基本的にはこの間でやってほしいという運営委託ですので、県が用意するというイメージで結構かと思えます。

○小林（誠）委員 ときのもりと同じようなことにならないように、原則、運営者協議会を毎月開催して、そこには責任者もしくは副責任者の方が必ず出席と記載されていますが、毎月10日までに県に売上額、来館者数、営業状況等を記載した月報を作成して提出するとなっているのですけれども、その中で店舗の収支状況は3か月に1回程度でよいとなっており、心配してしまうのです。店舗の収支状況の提出は3か月に1回程度というのはどういうことなのか、安心させていただきたいと思えます。

○葛本観光プロモーション課長 今までも売上げについては提出を求めていましたが、今回、新たに収支報告を求めることから、3か月に1回から始めようというところです。

○小林（誠）委員 企画提案上の目標設定について、売上げの何%にするのかというのは提案者が決めると思うのですが、売上額の5%を下限とすると記載されているのですけれども、売上げというのは販売で得た額であって、当然、仕入れや経常経費などは除いているものという理解で正しいのか、確認させてください。

○葛本観光プロモーション課長 売上げということです。

○小林（誠）委員 ときのもりの売上げと、古いほうの奈良まほろば館の売上げは、平均で月どれぐらいあったのか。また、より人の多いところに移転して、どれぐらい売上げが増えることを見込んでいるのか、教えていただきたいと思えます。

○葛本観光プロモーション課長 ときのもりについては、所管外になるので控えさせて

いただきますが、奈良まほろば館については、令和元年度売上実績は約1億3,300万円となっております。

○小林（誠）委員 昨日、粒谷委員からの質問で売上げについて聞いたので、それぐらいのものなのかというのが頭にあるのですが、前は売上げの7%で、今回の下限は5%ですが、県が支払うテナント料、賃借料はそもそも幾らでしたか。そのうちどれぐらいを運営事業者からの負担金で賄いたいと思っているのか、教えていただきたいと思っています。

○葛本観光プロモーション課長 新拠点については、月間で平方メートル当たり1万5,000円で、年間の負担額は1億4,600万円です。

○小林（誠）委員 それほどの金額を払うのかと思うのですが、業者からしっかりとテナント料をもらわないと、ときもりのように県民の税金での穴埋めがどうしても増えてしまいますので、今だからこそ、これだけ細かく言わせていただきました。

県としても、毎月、提案者と会議をして、しっかりチェックをするということを確認させていただきましたが、企画書に記載されているように、誰もが思わず足を踏み入れなくなる空間、そして、わざわざ足を運びたくなる空間に向けて、県としては頑張っているのですけれども、私たちが心配しなくてよい場所であっていただきたいし、小言を言わなくて済む空間にさせていただくために、ぜひとも県の担当課におかれては頑張ってくださいようお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○川口委員 ようやく順番が回ってきましたけれども、私は皆さんのように一問一答で根気よくやるほどのエネルギーがありませんので一括で質問します。

釈迦に説法だと思いますが、私どもは行政職である皆さんから、「こんなよいことをやります。」「こんなことをやっています。」というよい話を聞かせてもらおうと思っているのが基本なのです。私どものスタンスは「本当なのか」という疑いの目を持つのが本職なのです。もし尋ねたら、「あの議員は本当にいやらしいやつだ。」ということで、今日、質問が長かった人は多分嫌がられていると思います。要はそういう感情になっていかないと。特に私どもがお互いにこのように議論するということは情報の共有であり、「共通認識をつくらうではないか。」「そして「よい県政をつくり上げていこうではないか。」という思いで質問をしているのです。

質問というのは本質的には不満なのだと思えます。質問を不満として捉えながら、やはり足らざるは補なわないといけないという思いで行政職である皆さん方には参考に

していただきたい。そのようなコミュニケーションが育たなかったら県政はめちゃくちゃになります。そのような意味で、私も今日までずっと発言してきました。私は嫌われていると思います。事前に私にいろいろ説明に来られますが、私は気分のよい日も悪い日もありますから、とっさに来られても戸惑うときもあります。失礼なことですが、お断りしたこともあったと思います。先般も観光の関係で来られましたが大変失礼いたしました。皆さんの前でおわびしておきます。

質問というのは不満なのです。これを正しく認識してもらわないと、よい県政は育たないです。釈迦に説法ですが、あえて申し上げた次第です。

皆さんからは、いろいろ発言していただき、私も参考になりました。私も尋ねたかったことがあります、一部ふくそうします。やはり予算審査特別委員会ですから、予算書を持って一言だけ言っておかないといけないと思います。5ページは、粒谷委員からも話があった内容だと思いますし、植村委員からも発言があった内容だと思います。植村委員は、経験こそ知識の源ということで、よい参考になりました。感染を経験されたわけですので、大変人権を侵害された内容もあろうかと思いますが、よく頑張っていたいただきました。よい公開をしていただきました。感謝しています。

今は新型コロナウイルス感染症でいろいろお互い悩んでいるわけですが、やがて季節の関係でインフルエンザが重なります。私は先般の本会議でも、「町医者との関わり合いを密にしなければいけない。」と申し上げたと思いますが、そのようなシステムを作ってもらいたいという思いを持っているわけです。どこの町医者でもPCR検査ができて、それに対する適切な対応、措置もできるシステムを作ってもらいたい。私も町医者にかかっていますが、「なぜPCR検査をやってくれないのか。」と私は言ったわけです。そうすると、「いろいろ難しいのです。」ということでした。先生の場合は、いつも体温計を見ているので分かっているからということですが、いずれにしろ、近くの町医者でPCR検査ができないのですが、対応がそんなに難しいのか。PCR検査機器の整備に対し補助とありますが、この機器を備えた場合にどれくらいの経費がかかるのか。町医者の経費の関係、あるいは後々のいろいろな展開のための計算をした事業だと思いますが、この事業の実施主体は、西和医療センター、南奈良総合医療センターほか9施設あります。

入院施設を持った病院等も含めながら段階的に考えていけばよいことだとは思いますが、医療施設は一体どれぐらいあるのか。それらの医療施設にPCR検査機器を整備す

る場合にはどれぐらいの経費がかかるのか。このたびの国の展開では、新型コロナウイルス感染症に関わっては、大盤振る舞いの対策をやっているわけでしょう。金はどんとあるわけです。造幣局が休憩しない限り金ができるのですから、そういう制度を国に求めなさいという願いをぶつけているわけです。

西和医療センター、奈良総合医療センターなどの大きい施設であればPCR検査機器、町医者の場合であれば簡単に検査ができる仕組み。インフルエンザの関係もありますが、それらについて想定や計画のシミュレーションを行ったのかどうか、伺っておきたいと思います。

今、植村委員は経験を語られたわけですが、私も夜遊びは全然しないのです。私は今は真面目です。かかったら怖いから、うつったら怖いから。率直なところ、皆さんは、出不精というよりも警戒しているのです。人が動かなければ経済が動かないから、人が動けるようにするために、せめて医者と風呂屋だけは気楽に行けるようにしてほしい。今は医者のところに行くのにも躊躇するわけです。もし、「あなた、うつっています。」と言われたら大変ですから。体温は議会に来たら必ず測ってくれますが、率直に体温は怖いのです。37度以上になったら駄目なので、医者のところに行くのが怖いのです。まず、医者のところに行くのを怖がらなくてよい世の中をつくらなければいけません。新型コロナウイルス感染症対策で大盤振る舞いです。保険制度のない時代、病気より医者代が怖い、命より医者代が怖いと言われた時代があったわけです。だから、医者のところに行けるような環境、条件を持ってくる展開をされるのはどうかと、要望も含めながら、予算等に関わって現状認識を伺いたいと思うわけです。

それから、昨日も申し上げた観光の問題です。

特に観光に関わっては、旅先や趣向というものがいろいろある。例えば、私が若いころに何度か発言したことがあるわけですが、旅先には温泉などがありますけれども、温泉の場合、泉質がどうだといった問題もあります。映画や小説などで舞台になったところ、有名な人がいらっやったところ、史跡などの名所、そういうところを求めて旅行される場合、自然環境、景観を求めていく場合、グルメを求めていく場合など、様々あります。これが観光です。

一概に観光と言っても、奈良は大仏と鹿をメインとしながらもいろいろあります。今朝も話をしましたが、今日はテレビを見られた人がいるかどうか知りませんが、あの鹿の姿、観光客は何てことをと、私は憤りを感じるわけです。ビニールなどを食べ

たのだらうと思いますが、栄養失調です。また、今は観光客も少ないから食べ物もないといった現実を見て、観光施策はどうあるべきかをいろいろお考えだらうと思いますが、今日の観光施策にはインバウンドの問題などいろいろあります。今どきそんなことを言っても通じないかもしれませんが、かつては奈良は修学旅行でにぎわっていました。今はホテルでは、子どもたちは1人1室と言われるようになった時代です。我々のときは子どもが枕を投げ合いしたりするのが修学旅行だったわけです。県はいろいろな補助金を出したわけです。修学旅行用の施設を造る。荒井知事の就任間もないころに国際級のホテルを造る提案がありましたが、私は理屈を聞かずにオーケーと言いました。そのように国際級のホテルも大事ですけれども、修学旅行をよみがえらせるため施設を復活させる。運営、季節的なことなど、いろいろあると思いますが、旅館業界、ホテル業界が共同で取り組まれてもよいのではないかと思いますけれども、そのような発想がないのかどうなのか。すぐにできるはずがありませんが、そのような議論を提起しておきたいと思います。

もう1点は、博物館についてです。

新型コロナウイルス感染症に関わる休みの紹介が、今日の新聞、1週間前の新聞などにも出ていました。

公立が大方で、民間もありますが、これらを観光行政にどのように使われるかということ。博物館といえば教育文化施設ということになっているけれども、博物館と観光行政との結びつきはどうでしょうか。

私も水平社博物館を皆さんのご協力で建てました。私は人権観光と言っているわけですが、人権観光をして自然体で人権が語れる、歴史を語れる施設ということで大いに普及してもらいたいと言っているわけです。皆さん、水平社博物館には行ってくれましたか。何を見てくれたのか感想をお聞きしたい。

それから、観光行政の「いろは」の「い」は何だと言うと、皆さんは旅行するだらうと言います。近頃は一杯飲んだら歌を歌いますが、「おまえ、1曲歌え。」となるのです。皆さんは何を選曲しますか。よその地方の歌を歌ってははいけません。奈良県の歌を歌わないと。奈良県の歌を何曲知っているか聞きましょう。10年ほど前に、ある局長が「はい、僕は知っています。」ということで、奈良の歌に、生駒は何とかという歌があるでしょう。

(「生駒は哀しい女町」と呼ぶ者あり)

それを言って、大笑いしたことがあるわけです。そのような話もあるけれども、新しい歌がどんどん奈良県から出ているわけですから、観光というのは、常に奈良、ふるさとを思い起こしながらどこでもできるということです。そのような「いろは」のことも含めながら長くしゃべりましたが、観光に関わっては、そのことを念頭に置いてもらいたいと思います。

それからもう1点ですが、これは地方議員への研究会というビラですが、よく来ます。なぜこれを出したかという、先般申し上げたように、県の各部局は、このような資料をいろいろと作っているでしょう。知事は記者会見の内容や、報道をこのようにする、このようにしたなどと送ってくれるわけです。各部局は、例えば、建設委員会の資料は建設委員会の委員にだけ、総務警察委員会の資料は総務警察委員会の委員にだけ、経済労働委員会もそうで、各常任委員会、各特別委員会の委員だけに資料を届けられるわけです。県議会議員は全員で43人ですが、それぐらいのことはできるだろうとなるわけです。そういうことをしないから、いろいろトラブルが起こるわけです。たくさん提出するのが嫌であれば、私の会派であれば5人なので1部で回覧できるわけです。各会派の部屋に届けてもらいたい。皆さんに配れるものは配ってもらいたい。知事部局は、知事の会見までにきちんとくれるわけです。そういうことも、やはり縦だけの線で、横はありっこないです。博物館の話は、昨日も今日もしましたが、また話をするとということがなくなります。皆さん、横のつながりをきちんとしてくださいということです。今日は教育委員会はいらっしゃいませんが、昨日、教育委員会の審査があり、今朝来たら教育委員会の資料が私の前に届いていましたけれども、皆さんのところにも届いていましたか。なぜ昨日に持って来なかったのか。そのようなちぐはぐが、あまりにも多過ぎると言っているのです。愚痴っぽい話をしましたが、冒頭に申し上げたように、行政職である皆さん方は、「こんなによいことをやっています。」という宣伝が足りません。だから私どもの質問では、あれやこれやと不満がたくさんあるということになるわけです。幾つか質問しましたので、お答え願いたいと思います。以上、再質問はしません。

**○堀内地域医療連携課長** 私からはPCR検査機器の整備状況について答弁いたします。

まず、今回の検査機器の整備において、全体としては75病院ですが、そのうち12病院プラス奈良市の発熱外来クリニックで、全体としては、検査機器を23台整備する計画としております。

なお、地域の身近な医療機関で、発熱外来の診察や検査を行う外来の場ということで、



県独自の制度の発熱外来認定医療機関の運用を開始しており、そちらでは約9割の医療機関において、PCR検査機器という高額な医療機器を購入せずに対応できる検査キットを使用した抗原定性検査が可能な認定医療機関を今後……。

○川口委員 私の質問したことに答えてください。5ページの「ほか9施設」と記載されているPCR検査の話をしています。

○堀内地域医療連携課長 今回の9月議会の補正予算では、12病院プラス奈良市の発熱外来クリニックで15台整備し、4月議会と6月議会で先に承認いただいた8台と合わせて、全体で23台整備する予定としております。

○川口委員 事業内容の数字と合わないので、後で資料を持って来て、皆さんに配ってほしい。

○鶴田医療政策局長 数字については、後ほど説明させていただきたいと思いますが、考え方のところを少し補足させていただきます。

県立医科大学附属病院、県総合医療センター、西和医療センター、南奈良総合医療センターなどの規模の大きな病院については、PCR検査の機械を導入して検査できる体制を整えています。診療所や規模の小さな病院の場合は、PCR検査機器を導入するのではなく、院内の感染対策を実施した上で民間の検査会社と契約を結ぶことで検査ができる仕組みとなっております。川口委員ご指摘のように、身近なところで検査できるようにするためには、診療所の役割が非常に重要になってきます。診療所の中でも医師会の先生方は、大分旗を振っていただいておりますが、9月1日時点ではPCR検査等ができる診療所は57施設ありました。9月18日の時点では、そういったことができる診療所の数が増えており、86の診療所が検査できる体制となっております。本当に身近なところで検査が受けられるようにするためには、もっと増やさないといけないと思っております。

○川口委員 堀内地域医療連携課長とあなたで数字が違って、ごちゃごちゃになるので整理して後でください。

○鶴田医療政策局長 現状の数字については、改めて説明させていただきたいと思っております。

○土屋観光局長 川口委員から観光行政について幅広くご指摘をいただきましたので、私から答弁いたします。

まず、鹿の報道に端に発した観光施策全般についての考え方等です。

鹿のことについては私もテレビで見て、かなり驚いたというところでは、鹿の体調不良については、観光客がビニール袋や食べた後のゴミの袋などを捨てておくと、鹿が間違えて食べて、消化器系の不調を起こしてしまうことも一因にあると伺っております。いずれにしても、観光客のマナーの問題ですので周知をしっかりとやっていきます。コロナの時代でもあり、うつさないように観光していただくための周知も必要であり、来ていただく方への周知はしっかりとやっていきたいと思っております。

次に、博物館を観光行政などに、どのように生かすのかというご指摘がありました。

奈良県は歴史文化資源が非常に豊富です。それらを観光に生かすというのは、これまでもやってきましたし、引き続き柱になっていくと思っております。そういう意味で、博物館等を歴史と絡めながら展示していくといった一つの大きなセットになっていくと思っております。文化・教育・くらし創造部にも関係がありますが、日常的に意見交換等を行うことで、しっかりと両方の施設が連携できるようにしていきたいと思っております。

また、修学旅行用の施設を県で造ってはどうかといったご指摘がありました。

このことについては率直に申し上げて、現時点で県として何か検討を進めていたとか、アイデアがあったということはありません。したがって、本日は、その提案を受け止めさせていただきたいと思っております。

また、各県議会議員への情報提供のご指摘については、観光局関連の6月補正の事業において、そのようなことがあり、それに基づいたご指摘かと思っております。ご指摘は真摯に受け止めさせていただき、以後しっかりと対応していきたいと思っております。

○西川委員長 川口委員、よろしいですか。

○川口委員 はい。

○西川委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって、福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局の審査を終わります。

次回、9月28日月曜日は午前10時より、水循環・森林・景観環境部、警察本部の審査を行い、その修了後、総括審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の会議を終わります。